

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成29年12月6日(水) 午前10時
富岡町役場 全員協議会室

開議 午前10時00分

出席委員(13名)

委員長	宇佐神 幸一君	副委員長	堀本典明君
1番	渡辺正道君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	早川恒久君
5番	遠藤一善君	6番	安藤正純君
7番	渡辺英博君	8番	高野泰君
9番	黒澤英男君	10番	高橋実君
11番	渡辺三男君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
参事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事務課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君

参 教 育 事 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
参 郡 山 事 支 所 長	菅 野 利 行 君
い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
生 活 環 境 課 長	渡 辺 浩 基 君
長 補 佐 環 境 課 長	
生 活 環 境 課 長	山 口 学 君
原 子 力 事 故 課 長	
対 策 係 副 主 査	

職務のための出席者

議 長	塚 野 芳 美
議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

常 務 執 行 役 福 島 復 興 本 社 代 表 兼 福 島 本 部 長 兼 原 子 力・立 地 本 部 副 本 部 長	大 倉 誠 君
福 島 復 興 本 社 福 島 本 部 復 興 推 進 室 室 長	淺 水 一 成 君
福 島 復 興 本 社 福 島 本 部 復 興 推 進 室 リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー タ	高 橋 邦 明 君
福 島 復 興 本 社 福 島 本 部 い わ き 補 償 相 談 セ ン タ 一 所 長	北 瀬 裕 明 君
福 島 復 興 本 社 福 島 本 部 い わ き 補 償 相 談 セ ン タ 一 部 長	伊 藤 義 寿 君

福島復興本社
福島本部
いわき補償相談
センター部長

小 牧 隆 男 君

福島第二原子力
発電所副所長

原 子 昭 洋 君

福島第二原子力
発電所広報部
リスクコミュニケーション
ケータイ

櫛 田 英 則 君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成29年8月・9月・10月分）について
2. (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
(2) その他
3. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（宇佐神幸一君） これより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席者は13名全員です。欠席者はゼロであります。

説明のための出席者は、町執行部より町長、副町長、教育長、生活環境課課長ほか、各課の課長であります。また、本日は説明のため、福島復興本社より大倉代表を初め各担当者においていただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長、庶務主任であります。

お諮りいたします。本委員会は公開にしたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 異議なしの発言が出ましたので、そのように決します。

暫時休議します。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長にご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆様、改めまして、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、9月26日に関係閣僚会議において中長期ロードマップが改訂となりました。改訂では、格納容器内に溶け落ちた燃料デブリの取り出し方法について、気中一横アクセスを主軸に技術開発を進めていく方針が示され、廃炉への新たな一步となりました。

福島第一原子力発電所構内の取り組み状況としては、1号機防風フェンスの設置が進められているとともに、3号機の使用済み燃料取り出しに向けたドーム屋根の設置が進められております。また、汚染水対策といたしましては、最後に凍結を開始した陸側遮水壁において凍結が順調に進捗し、遮水壁内外の水位差が拡大しております。しかしながら、9月28日には新設サブドレン水位計設定の誤りが判明し、一時的にサブドレンの水位低下も確認され、保安規定に定める運転上の制限を逸脱いたしました。この事象は、汚染水が継続して地下に流入するおそれがあり、町としても大変重く受けとめております。引き続き町としては原子力施設の安全性、町民の安全、安心の確保につながる確実な廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

本日の委員会では、平成29年8月から10月分の通報連絡処理の説明、また中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗状況について東京電力より説明がありますので、議員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶といたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年8月・9月・10月分）についてを議題といたします。

生活環境課課長より説明を求めます。

生活環境課課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） おはようございます。それでは、原子力発電所通報連絡処理について8月分、9月分、10月分につきましては、本日遠藤係長が病休で休んでおりますので、担当の山口副主査から説明させていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） はい、結構です。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） それでは、説明させていただきます。

○委員長（宇佐神幸一君） 原子力事故対策係副主査。

○生活環境課原子力事故対策係副主査（山口 学君） 生活環境課原子力事故対策係、山口と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、原子力発電所通報連絡処理、平成29年8月から平成29年10月分についてご説明させていただきます。お配りしております資料の1ページをお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり1,010件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が697件となっております。

それでは、通報内容の主なものについてご説明させていただきます。初めに、ナンバー3について説明いたします。資料の4ページをお開きください。汚染水処理設備について、平成28年3月24日から28日の間において保安規定で定める運転上の制限を満足していなかったことが判明し、さかのぼって運転上の制限からの逸脱と復帰を宣言しました。汚染水処理設備については、セシウム吸着装置、通称キュリオンでございます。及び第2セシウム吸着装置、こちらサリーになっております。のうち1設備が動作可能であることを保安規定で定められております。平成28年3月24日から28日の間にて、工事に伴い、サリーを停止し、キュリオンのみの運転状態としておりました。また、キュリオンについてはセシウム吸着装置が2系列、そしてストロンチウム吸着装置が2系列の計4系列となっております。このときキュリオンについては各1系列ずつ、セシウム、ストロンチウムを同時運転させる計2系列で運転しておりました。この際、2系列運転でも早急に4系列に復帰可能であれば問題ないと東京電力では判断しておりますが、キュリオンは4系列を稼働して1つの設備であることから、保安規定で定める1設備が動作可能であることを満足しないと判断され、サリーを停止していた期間、運転上の制限を逸脱し、平成29年8月14日に復旧を宣言しました。

続きまして、ナンバー4について説明いたします。資料の5ページをお開きください。8月16日午後2時14分ごろ、多核種除去設備A系において水が滴下していることを協力企業が発見しました。漏

えい範囲は、10センチ掛ける50センチ掛ける深さは1ミリでございます。滴下した水については、午後4時20分に拭き取りを完了し、滴下箇所について養生を実施し、敵下水の拡大防止を図りました。また、滴下水は循環ポンプ1A出口ドレン弁上流の配管からにじみ出ており、にじみ箇所に止水テープを巻き、養生を実施しました。なお、分析結果については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー9について説明いたします。資料の7ページをお開きください。平成29年9月28日に1号機から4号機建屋周辺に設置している6カ所の新設サブドレンピットにおいて、測定していた水位より実水位が690ミリ低いことが判明しました。その後使用を開始した同年4月19日から水位データを確認した結果、サブドレンナンバー203の水位が1号機廃棄物処理建屋滞留水の水位より最大約4ミリ下回り、保安規定に定める運転上の制限を逸脱しておりました。その他の新設サブドレンピットにおいては、使用開始から建屋滞留水の水位が低い位置にあった期間はないことが確認されております。また、ナンバー203と廃棄物処理建屋は距離として80メートル離れており、ナンバー203より建屋に近いサブドレンについては水位の逆転が確認されておりませんので、汚染水の漏えいはないと推定しております。なお、9月28日午前8時時点ではナンバー203の水位は建屋滞留水の水位より上回っていること、放射性濃度の分析結果から分析値が基準値以下であるため、午前8時20分の段階で運転上の制限逸脱からの復帰を宣言しております。原因としては、サブドレン新設時に協力企業が誤った単位の標高データを使用してしまったため提出した測量データに誤りがあり、その測量データを用いて水位計を設定してしまったことから、水位計の誤りが生じてしまいました。対策としては、単位統一の周知徹底等を行っていくとのことでございます。

次に、福島第二原子力発電所の通報実績についてご説明させていただきます。お手数ですが、2ページをお開きください。福島第二原子力発電所の期間中の通報件数は、下表のとおり25件となっております。

ナンバー1についてご説明いたします。お手数ですが、9ページをお開きください。平成29年8月14日午後8時6分ごろ、事務本館1階設備機械室空調設備から煙が出ていると報告がありました。報告によりますと、炎は確認されておらず、空調設備内のモーターが焦げていると確認されました。これを受けまして、午前8時18分に消防署へ通報し、現場検証後、午前9時28分に火災ではないと判断されました。原因については、現在調査中であります。なお、対策としては敷地内のパトロールを実施し、防火に努めることでございます。以上が福島第一及び福島第二原子力発電所からの平成29年8月から平成29年10月分の通報実績となります。

なお、補足になりますが、資料ナンバー1のサブドレン、ナンバー51の水位低下事象については、前回の原子力特別委員会で東京電力から詳細な説明がございましたので、説明を省略させていただきました。

また、10ページ以降に期間中の発電所状況確認の内容を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） では、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。委員の方から質疑を受けます。ございますか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） 5ページの事象ナンバー4なのですけれども、最終的には止水テープで巻いて養生したことなのですけれども、もともと止水テープは補助的なものなのですけれども、根本的なところとして、水が滴下してきたところで締め込みが緩んできたということなのか、それともパッキンが劣化してきたということなのか、その辺の説明というのは東電からはありましたか。

○委員長（宇佐神幸一君） 副主査。

○生活環境課原子力事故対策係副主査（山口 学君） 資料ナンバー4のA系における水の滴下についてでございます。こちらは、多核種除去設備を除去中に使用するもので、活性炭と塩酸というものを使用します。こちらの電離作用によって金属が腐食してしまうということもあって、こちらの対策としましては、活性炭については犠牲陽極という腐食を誘導する設備を用いまして対策をすると、塩酸については耐食性の素材を用いて防いでいるということでございますが、あともう一つ、議員がおっしゃったとおり、接続部からの振動によって緩んでしまって水が滴下しているというのも現状でございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 相当細かい話になってくるのかと思うのですけれども、多分普通のもので使っていれば、そんなに早い時期にいろんなこういう滴下したりとかというのは起きないのだと思うのですけれども、放射性物質の高いものを扱っているので、点検のサイクルとか、そういう取りかえのサイクルをやはり通常よりも早目、早目にちゃんとやって安全性を保ってもらえるようにそういう会議のときにはぜひ東電に言っていただければと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 副主査。

○生活環境課原子力事故対策係副主査（山口 学君） かしこまりました。会議の中で東京電力にはそのように申し伝えます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 今委員から質疑なしということをいただきましたので、これで付議事件1の審議を終わります。

次に、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所中長期ロードマップの進捗状況について福島復興本社に説明を求めておりますので、直ちに入室の許可をいたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時18分)

再 開 (午前10時21分)

○委員長（宇佐神幸一君） では、再開いたします。

付議事件2に入ります。

まずは、説明のための出席者は福島復興本社より大倉誠代表を初め、お手元に配付した名簿のとおりであります。福島復興本社を代表いたしまして、大倉代表よりご挨拶をいただき、その後各担当者に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） おはようございます。私どもの起こしてしまった事故から6年9ヶ月という時間がたっていました。本当に長きにわたって皆様に大変なご迷惑とご苦労をおかけしていることをおわび申し上げます。また、特に富岡の町におきましては帰還困難区域を初めとして、本当にまだまだ皆様にご迷惑をかけております。本当に申しわけありません。そうした中で、ここしばらくはえびす講市の再開でございますとか、あるいはメガソーラーのテープカット等々に私も寄せていただきまして、大変にありがたいことだと思っております。そうした中で町の皆さんとお目にかかったり、お声を聞いたりしてます私どもの責任を痛感し、またかつ長くここにいて、しっかりとやるべきことをやらなくてはいけないなという思いを新たにしているところでございます。引き続き賠償、復興のお手伝い、除染、中間貯蔵等々できることをしっかりとやってまいる所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、私どもからきちんとご説明を申し上げ、またご質問にもお答えをいたしまして、またご指導賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 自己紹介をお願いいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（浅水一成君） 復興推進室長の浅水でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 続いてお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君） 復興推進室でリスクコミュニケーションセンターをやっています高橋と申します。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） いわき補償相談センターの北瀬でございます。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君） いわき補償相談センターの伊藤です。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（小牧隆男君） いわき補償相談センターの小

牧と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（原子昭洋君） 福島第二原子力発電所の原子と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所広報部リスクコミュニケーション（櫛田英則君） 福島第二原子力発電所広報部の櫛田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） それでは、付議事件2の（1）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は、着席のまま説明してください。

高橋さん、どうぞ。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） それでは、廃炉、汚染水対策の概要から説明させていただきます。A3の資料をご準備ください。

1ページ目は、全体のロードマップが改訂になっております。1号機、2号機の燃料取り出し開始が2023年度と変更になっております。

1ページおめくりいただきまして、最近のトピックをご紹介いたします。まず、1つ目、2号機原子炉格納容器の内部調査につきましては、今年度1月、2月から調査を実施しておりましたが、さらに調査をするために来年の1月からまた調査を再開したいと思っております。今回は、図示しております格納容器の下、前回は紫のところを調査いたしましたが、その下、ペデスタルの下につきまして今回初めて2号機で調査をするところでございます。

続きまして、3号機の原子炉格納容器の内部調査の結果についてです。こちらにつきましては、この夏水中遊泳式の遠隔操作のロボットを入れまして、調査をしてまいりました。その後に画像データを分析した結果、新たな情報を得ました。炉内構造物が落下しているものやペデスタル内に砂状、小石状、塊状の右側に示しておりますような堆積物を確認しております。

続きまして、陸側遮水壁の状況についてです。こちらにつきましては、現在氷の壁を構築しているところで、最後の1カ所につきまして8月の22日から凍結を開始しているところです。そのうち一部につきましては凍土の成長を抑制するために、維持管理運転と申しておりますが、冷媒を流したり、流さなかつたりするような運用を今しているところでございます。また、台風によりまして350ミリという大量の雨水が降りましたが、サブドレンの強化等、陸側遮水壁のような対策をしておりまして、去年の台風のときと比べて汚染水の発生量は低減しているような状況でございます。引き続きまして凍土壁の地中温度、水位などを監視しまして、凍土壁の構築を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、2号機の復水器からの水抜きが完了したご報告です。事故当時の建屋滞留水の比較的濃度の濃いものが復水器にたまっております。それにつきまして、復水器の底部につきまして11月17日までに2号機について水抜きを完了しております。3号機につきましては、先日、12月の4日より開

始しております。これによりまして1号機から4号機の建屋の滞留水の放射性物質の濃度が2014年度から比べまして、約1割減少することになります。

続きまして、2号機の原子炉格納容器ガス管理設備の監視不能の件でございます。原子炉格納容器の中には窒素ガスを封入しております。その排気を管理しておりますのがP C V、格納容器のガス管理設備となります。こちらは、気体をフィルターで通しまして、外気に放出している系統でございます。その系統の中でモニターを監視しております。2系統ありますが、1系統を停止していたところ、もう一つのモニターにつきましてバルブが閉まったことによりまして、P C V内の気体の監視ができなくなつたという状況でございました。なお、その際モニタリングポスト等の異常は確認されませんでした。こちらにつきましては、バルブを復旧しまして、監視はすぐ戻している状況でございます。

続きまして、3号機の燃料取り扱い機、クレーンのガーダ上への設置完了ということで、3号機の使用済み燃料の取り出しに向けまして、現在カバーの設置を進めているところでございます。写真に示しますように、ロールケーキのような形のものが現在5つになっておりまして、その中に燃料取り扱い装置及びクレーンを設置しております。11月の12日と20日にこちらの設置を終わりました。この後12月9日からを予定しておりますが、さらなるロールケーキ型のこのカバーを設置する予定でございます。

続きまして、1号機の防風フェンスの設置開始につきまして、こちらにつきましても1号機の使用済み燃料プールの燃料を取り出すための準備としまして、瓦れきの撤去を今後進めていくところでございます。その作業の一環としまして、写真に示しますような防風フェンスにつきまして10月30日より設置を開始しております。12月中ごろに防風フェンスを設置しまして、その後瓦れきの撤去の作業に進みたいと考えております。以上、A 3の資料につきましては説明を終わります。

続きまして、お手元のA 4に新設サブドレンの水位計の設定の誤りと3号機の使用済み燃料プールの循環冷却設備の一次系ポンプの停止につきまして説明させていただきます。まず、サブドレン水位計の設定誤りにつきまして資料をご準備ください。2ページ目をごらんください。サブドレンにつきましては、建屋滞留水の水位よりも周りの地下水の水位、サブドレンの水位が高くなるようにコントロールしております。右側の折れ線で示しますように、ある水位のレベルでポンプが起動したり、停止したりするようなコントロールをしております。

3ページ目をごらんください。今回建屋の周りに青色、赤色でサブドレンピットを配置しているものをしておりますが、9月28日にこのうちの赤色のところにつきまして水位の設定が誤っていることが確認されました。

4ページ目をごらんください。水位の設定が誤っているということで、9月28日に建屋滞留水の水位と周りのサブドレンピットの水位が逆転している可能性があることから、運転上の制限の逸脱を判断しました。9月29日につきまして、ナンバー203、先ほどの前ページに戻っていただきまして、申しわけありませんが、図の左側の下の隅にあります203というものの水位につきまして、ラドウェス

トビルと書いております。R w／Bと書いておりますが、こちらの建屋との水位の逆転があったということでございます。水位が高い位置にあること、あと放射能の濃度が1.0の10の5乗未満であることを確認しまして、その日のうちにL C Oの逸脱からの復帰を判断しまして、その後サブドレンのくみ上げを順次再開しております。

環境への影響につきまして、5ページ目に記載しております。先ほどお示ししました203のサブドレンピットと1号機ラドウェストビルの水位を確認しましたところ、最大で約19ミリサブドレンが低い値であることが確認されました。

続きまして、6ページ目をごらんください。サブドレンピットとラドウェストビルの間にあります1号機のリアクタービルの水位を確認したところ、こちらにつきましてはリアクタービルの水位が高いことを確認しております。

その結果、7ページに記載しておりますが、1号機ラドウェストビルと赤く記しております203の水位につきまして、203が低い事象がありました。その間にあります青色の部分の水位が建屋よりも高かったことから、建屋からの漏えいはないと判断しております。

8ページ目をごらんください。放射能濃度の変化についても記載しておりますが、優位な変動は確認されておりません。

9ページ目をごらんください。今回の水位計の設定の誤りについての経緯を示しております。地震によりまして、福島第一原子力発電所の構内の地盤につきましては緑色のラインと赤色のラインとの間の沈下量が確認されております。発電所の中の標高の管理につきましては、O. P.、小名浜港を基準とする海面を基準に標高を設定しておりますが、今回の地震があったということで、東京湾ベースで管理することとしております。地震の前のものを旧O. P.、現在のものを新O. P.とここで呼ばせていただきますが、旧O. P.からT. P.に換算するのと新O. P.からT. P.に換算するこの値の量、この差があります。この新O. P.と旧O. P.の値を取り違えたのが今回の原因でございました。

続きまして、10ページ目をごらんください。その取り扱いを間違えたことによりまして、右側に記載しておりますように、実際のサブドレンポンプがくみ上げた後にとまる位置が690ミリ低い値となっていたことから、建屋滞留水の水位よりもサブドレンの水位を高く設定している、その余分代のところが少なくなってしまったというところから、逆転してしまったというところでございます。

この問題に対しまして、12ページ目をごらんください。今回の問題点としまして、標高の基準としまして、T. P.、新O. P.、旧O. P.が混在していましたので、これにつきましては今後T. P.に統一することとしました。また、標高の取り扱いにつきまして周知が不十分だったことにつきましては、社内外の関係者で共有しますし、またマニュアル等に明記することとしました。

13ページ目をごらんください。今回工事を発注した際にこのようなことになってしましましたが、発注時の仕様図書等につきまして要求事項を明確にすること、また高さ等の立ち会い検査時に記録の

確認をしっかりと行うこととしております。

14ページ目をごらんください。また、今回データの授受のやり方につきましても問題がありましたので、このあたりも改めたいと考えております。

15ページ目をごらんください。今回この事象に関しまして、LCO、運転上の制限逸脱の全事象につきまして総点検を実施したところ、重大な誤りは確認されませんでしたが、測量記録と水準点との差異が大きいピットが2カ所、誤記があるピットが2カ所発見されました。こちらにつきましては、速やかに設定値を修正しております。以上、サブドレンの水位設定誤りにつきまして説明を終わります。

続きまして、3号機の使用済み燃料プールの循環設備の停止につきましてご説明します。1ページ目をごらんください。11月27日に運転中であります3号機の使用済み燃料プールの冷却設備におきまして、一次系ポンプのBが停止してしまいました。下に書いておりますように、SFPの水をAO、F015という弁を介しまして、一次系ポンプ、熱交換器と循環してプールの水を冷却しているところです。ポンプにつきましては、ポンプを保護するために入り口のバルブが閉まった場合にはポンプがとまるような設計しております。今回この当該弁の近くで塗装作業しておりますと、作業員がこのバルブの閉の検出するスイッチをさわったことによりまして、このバルブが閉まったという信号がポンプに行き、ポンプがとまってしまったというところでございます。こちらにつきましては、異常がないことを確認しまして、同日の11時34分に再起動を実施しております。

2ページ目をごらんください。今回の作業につきましては、写真に示しますように、配管の塗装工事をしております。当該バルブにつきましては、床面より約1.6メートルあるところにリミットスイッチがありました。このリミットスイッチといいますのが、開と閉を検出するものでございます。こちらのスイッチの閉のところに誤って接触してしまったものでございます。

このスイッチについて、6ページ目をごらんください。左側にありますのが、これがバルブの本体になります。バルブに手のようなものが伸びておりますが、これがリミットスイッチと右側に書いておりますこの丸いところのスイッチを押している状態です。今このバルブは、開状態を示しております。これが閉になると、上にあります手の伸びているようなものが上側のスイッチを押すことによって閉と検出するものです。しかし、今回作業で上側のスイッチに接触してしまったために閉信号が発信されてしまったというものでございます。

3ページ目にお戻りください。今回の原因としまして、設備的な要因としまして、このリミットスイッチに物理的な防護がなかったこと。管理的要因としまして、この作業におきまして、重要な設備ですので、重要設備の停止工程、この冷却設備の停止の際にこのような作業をするべきであったと考えております。

4ページ目をごらんください。過去にヒューマンエラーを起こしております操作スイッチ、弁、計器類に対しては物理的な防護対策を実施しておりますが、今回ありましたリミットスイッチについては対策をとっていませんでした。また、管理面に対する水平展開としまして、重要設備の運転中の保

全作業については原則実施しないとしておりましたが、今回塗装工事ということで重要設備の保全作業等該当しないと考えて作業してしまったということがございます。

対策としまして、5ページ目をごらんください。まずは、応急対策としまして、右側の写真に示しますように、注意喚起表示を取りつけました。また、当該の事例につきまして周知をしております。恒久対策としまして、検討中なものとしまして、設備面として物理的な防護対象の範囲を操作スイッチ、弁、計器類としておりましたが、その対象範囲の見直しを検討しているところでございます。また、管理面としまして、重要設備の保全作業と判断できなかったという要因についてもう一度調査をしているところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（宇佐神幸一君） では、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。委員から質疑を受けます。ございますか。

7番委員。

○7番（渡辺英博君） 新設サブドレン水位計設定誤りについて、1点だけ質問させていただきます。

小名浜ポイントと地震による沈下を考慮していなかったということでございますが、大きな地震の場合、隆起したり、沈下するのは、これ当然のこととございますので、こういうことが原因としてこういう事象が起きるということは東京電力に緩みがあるのかなと私考えていますけれども、その辺の対策はどのようにお考えなのかお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） 今回地震前後のO. P. が存在するということはわかつておりました。ただ、今回このサブドレン等の設定をする際に新O. P. 、地震後のO. P. と昔のO. P. を間違った状態で取り扱ってしまったということで、2つのレベルがあるわけですが、それをどちらかが明確になっていればいいので、そのあたりについて今後誤りがないように注意をしていきたいと思っております。その対策としまして、T. P. という東京湾の基準水面をベースにするような管理を今後していきたいと考えております。

○委員長（宇佐神幸一君） 7番委員。

○7番（渡辺英博君） 私が質問するのは、こういう対策をしましたから、こういう結果になりましたよということではないのです。そもそもこういうことが起きるということは、先ほど前提条件として申しましたけれども、地盤沈下とか、そういうことは全然考慮されていなかったということです。ですから、こういう事象が起きてから対策するのではなくて、そういうことは当然考えるべきことを考えないで作業を行ったということは東京電力の組織に緩みがあるのではないかと、そのことを質問しているわけです。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 大倉から

お答えいたします。

ご指摘ごもっともだと思います。少し申し上げますと、地盤沈下自体を認識していなかったということではなくて、地盤沈下があったということはわかった結果、ここでは新O. P. と表記していますけれども、新しい物差しと申しますか、ポイント設定したというところまではやりました。ただ、その後、今ご説明申し上げたように、新しいものと古いO. P. のまじり合いとか、あるいはT. P. という尺度を導入したときの不整合と申しますか、そのあたりがしっかりとできていなかつたという、そういうことが原因かと思っておりまして、その点について気の緩みというご指摘を受けましたが、おわびを申し上げます。

最後に申し上げますと、これ私どもの社長の小早川がエンジニアとしての基本にかかわると反省もし、また号令もかけておりまして、ここに書いてあります総点検というのは社長が指揮をとりまして、また原子力の担当でないタケベと申します技官が指揮をとって、これは配電系をずっと見ていたエンジニア、技術者ですが、原子力技術者ではない技術者が指揮をとりまして、総点検を施したところであります。いずれにしても、こうした出来事が本当に廃炉を任せておいて大丈夫かという、そういうご心配につながるご指摘は重々受けとめさせていただきますし、このようなことがないようにしっかりとやってまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

○委員長（宇佐神幸一君） 7番委員。

○7番（渡辺英博君） ただいまの件でございますが、それ以外にもただいまの説明の中で、別な点ですけれども、スイッチが切ってあったため、要するに1系統としてしか動いていなかつたと。いろんな問題事象が起きるわけです。今回のサブドレンに関しても当然把握しておくべきことを把握して徹底しないで作業に入ったため、こういう事象が起きたわけです。ですから、総合的にこういういろんな事象が起きないようにするには、今のような緩んだ状態ではとても廃炉を任せておくわけには住民は安心できないわけですので、しっかりと組織を引き締めてやっていただきたいと思います。答弁もう一度お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 承りました。先ほど申し上げましたように、会社として大変恥ずかしく、重く受けとめた事実を先ほどお話を申し上げましたし、もちろん廃炉、汚染水対策の責任者である増田も同様であります。こうしたことがないように、またこうしたことが単なる手違いとか手順とかいうことではなくて、廃炉に立ち向かう姿勢と申しますが、資質にかかわるものだという、そういうご指摘もそのように受けとめさせていただきました。会社内でもしっかりと転換してまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） この大きいA3の2ページの右上、陸側遮水壁の状況のところに台風21号、

22号の影響で累計350ミリを超えると書かれているのですけれども、累計降雨量に対する汚染水発生量は昨年の台風時より比較的低減しています。これって結局今局地的豪雨というか、台風も今までの台風とちょっと違うような台風が結構来ているので、去年より少なかったから、ことしはいいのではなくて、本来あってはならないというか、ないほうがいいと思うのです、そういう汚染水があふれ出るみたいなことは。だから、これはもっとどのような台風が来ても汚染水は出ないのだよと、そういうような対策がとれるかどうか。去年がいっぱいあった、ことしは少なかったというレベルの考え方ではないほうがいいような気がするのですが、その辺と、あともう一点はこのリミットスイッチに作業員が接触してスイッチが入ってしまったと。それで循環器の冷却の一次系ポンプが停止してしまったとなっているのですけれども、以前この会議で通路が狭くて作業員が背中に触れてスイッチが入ってカバーをつけたとか、いろいろ別なところにスイッチをつけたとか、以前別な事象がありました。そういうところで何を学習しているのかなと。作業員がスイッチにさわってしまったというのは、これきょう初めて聞いた事故例ではなくて、何回もこういうことを経験してやってきているということは、さっき代表が言った以前の問題というか、そういうことではないのかなと思うのです。だから、もう少しちゃんと何ヶ月かたつたらば、1年、2年後同じようにさわってしまったなんていうことがないようにしてもらわないと困るわけで、その2点お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君）　復興室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）　まず、1つ目の陸側遮水壁の状況でございます。昨年度は大きな雨が降りまして、海側遮水壁のところから越流するのではないかというふうな可能性がありまして、皆さんにご心配をかけたところでございます。その後に陸側遮水壁、当然併合しているところをふやしているところもあります。また、汚染水を処理するサブドレンという設備につきましても多重化やくみ上げる量もしくは処理する量をふやしているところで、総合的に、ここには去年と比べて改善されたと記載しておりますが、今後大きな雨が降っても大丈夫なようにサブドレン強化等を含めまして、この対策、対応をしていきたいと考えております。

2つ目の使用済み燃料プールの件でございます。こちらにつきましては、まことに申しわけございません。前回いろいろなバルブに、スイッチに触れてしまってというような点がございました。先ほどの資料の中でもご説明させていただきましたように、このリミットスイッチをさわってはいけないというところの物理的な対応についてちょっと漏れておりましたので、今どのあたりまでこういうことが起こらないような再発防止対策を講じるかということを検討しているところでございます。まことに申しわけございません。

○委員長（宇佐神幸一君）　6番。

○6番（安藤正純君）　汚染水なのですけれども、今汚染水を貯蔵しているタンクが溶接型とか法兰ジ型とかあると思うのだけれども、これは陸側遮水壁のところの汚染水発生量なのだけれども、やはり大雨が降った、台風が来た、前はそのタンクからも大丈夫かなという心配が若干あるのだけれど

も、特にこのフランジ型、まだタンクは残っているのでしょうか、フランジ型は。そういったときにこういう大きい台風が来ても全然影響がないか、その辺も含めて答弁お願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）　フランジ型タンクにつきましては、現在使用している状況ではございますが、順次溶接型タンクにリプレースをして、極力早く水を溶接型タンクに移送するような手続をしております。

また、タンクの周りに堰というものを設けておりました。以前は、その堰の管理も不十分であったがためにその堰から水があふれるというようなこともございましたが、今は内側堰をきっちり設けまして、その内側については屋根等を設けまして、雨水がそちらに入らないような工夫をして水の管理をしっかりしているところでございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　6番委員。

○6番（安藤正純君）　その堰の中の雨水に汚染があるかどうかは確認しているかどうか。

それと、先ほどのスイッチの対策、以前も同じようなことがあったということで、大倉代表もちょっと答弁漏れかなと思ったので、続けてお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉　誠君）　それでは1つさかのぼってお話を申し上げます。

まず、去年より少ないからいいという、そういう意味ではございませんで、極力どんどん、どんどん少なくしていくと、そういう対策をとっていくのはおっしゃるとおりでございます。一生懸命引き続き頑張ってまいります。

それと、少し幾つか具体的なことを申し上げますと、陸側遮水壁というもので囲っておりますけれども、その内側にも当然雨が降るわけでありまして、その内側が実はフェーシングという舗装のような地面を覆う工事がまだできておりません。これは、線量の関係とか、そういうことがあります。それから、タービン建屋の一部にも実は事故の影響でまだ穴があいて補修ができていない部分があります。それから、その上にある瓦れきがちょっとまだ線量が高くて、なかなかいろんな工事の順番の中で手がまだつけられずにいるという、そういう部分があります。そうしたものも大きな雨が降ったときに壁の内側に水がふえてしまう原因となっておりまして、それが去年よりも減ったとはいえ、やはり大きな台風が来たときに雨水が随分入ってしまって汚染水がふえたという、そういうことにつながっています。こうした面を一つ一つ手をかけていくことによって、さらにさらに減らしていく。委員がおっしゃったように、最終的にゼロを目指すのだと、ゼロにならなくては困るのだというそのご意見に向けて引き続き一生懸命取り組んでまいります。ご心配をかけて申しわけありません。

それと、2つ目のご質問のときにそれは先ほどもお答えをいたしました資質にかかわる問題だと思うと、初めてのことではないのではないかと、そういうことでございました。先ほど同様重く受けと

めまして、会社の中で特にこの廃炉カンパニーあるいは福島第二も同じでございますので、こうした厳しいご指摘があったことを会社の中できちっと共有いたしまして、ご心配をかけないように必死に頑張ってまいります。

最後に、フランジタンクですけれども、お話若干重複いたしますけれども、今新しく水をためていくタンクは全部溶接型にしておりまして、順次フランジ型のものから水は溶接型に送りました上でフランジ型をどんどん減らしていっているということです。雨等々の影響で古いタンクをまた新たに使わなくてはいけないとか、そういうことがないように今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。ご心配をかけて申しわけありません。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますでしょうか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） まず、今答弁のあった台風の降雨の影響でフェーシングがまだできていないという話があったのですけれども、建屋の周りをフェーシングをすることによって台風とか、そういう自然の水を抑えようとして考えているのか、それとも何か別な方法を考えているのか。下げていくには何かしら方針がなければいけないと思うのですけれども、台風のたびにそのときふえていたのではしようがないので、そこはどういうふうに考えているのかということを教えてください。1点。

それから、このリミッタースイッチのヒューマンエラーなのですけれども、4ページのところに過去の対策の実施状況というところがあるのですけれども、今回リミットスイッチは対策範囲としていなかったことがあるわけですけれども、現実的に冷却がとまれば、その先に復帰すればということではなくて、そういうものがあるのですけれども、何でこれが対策範囲に入っていなかったのかということが重要だと思うのですけれども、なぜ対策範囲として考えていなかったのかということを教えていただきたいということ。それと同じように重要施設の保全作業に該当していないと考えていたということ、赤で書いてあるのですけれども、なぜそういう考えに至っていたのかということをちょっと教えていただきたい。その2点ちょっとお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 復興室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） まず、1つ目の台風に関する対応でございます。フェーシングにつきましては、山側からプラントのあるあたりにつきましてはほとんど終わっている状況です。さらに、今護岸付近とプラントのある間のところにつきましてもフェーシングを順次進めているところでございます。

あと、汚染水の対策につきまして具体的にどういうことをやっているかといいますと、集める汚染水というか、サブドレンとかを集めるタンクにつきましては増容量ということでタンクを新たに設置したり、あとはそれを処理するための、移送するための配管が詰まりやすいとかいうことがございましたので、それを対策するような、改善するような設備を設けたりしております。また、それを処理するための系統につきましても強化をしたところでございます。

2つ目の使用済み燃料プールのリミットスイッチの件でございます。スイッチ等制御系とかにつきましては、我々の想定できた範囲で重要系統をとめてしまうような影響があるということでしっかりと検討していたところでございますが、今回このようなスイッチに触れたことによって系統がとまるというところについてちょっと考えが至らなかったところがあるというところで、今もう一度どの程度の範囲まで対策をすればこういうことが起こらないかということを検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 高橋さん、もう一点ありましたよね。

○5番（遠藤一善君） 保全作業に該当しないと考えたということ。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） 失礼しました。保全作業に該当しないという件でございます。こちらにつきましては、今まででは制御盤の中もしくは実際運転するような機器の周りにつきまして、実際動いているような機器の周りでは直接的に作業については当然重要系統に対するものだという認識がございました。また、そういうもののすぐそばでやることについては、そういう作業に該当するということで管理を十分しておったところでございますが、今回は配管の塗装をする作業ということで、この配管の動かないものを対処するということで、そのあたりが動かないものの周りで作業をするということで重要設備に悪影響を及ぼすというような整理をし切れていたかったというのが現実でございます。今回このような事象、リミットスイッチに触れたことによってこういうことになるということがありましたので、この点につきましても今後きっちり判断できるように検討、反省していきたいと思っています。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） まず、第1点目のところで汚染水対策はどうしているかということではなくて、全部フェーシングに今進めていますということで言っていますけれども、全部フェーシングにしたら、今後は土の中にあるものの管理が全くできなくなっていくわけで、フェーシングを外さなければできなくなったら、今度フェーシングそのものがまた汚染物質になってしまいます。そういうことも含めてどういう形で台風の水処理をしているのかと。ほかの上から順次、周辺から順次フェーシングをして水を直接流すことによって地下に水が行って、水が入らないようにして、陸側遮水壁でその水が今度は中に行かないようにしていっているわけですけれども、遮水壁の中はその中なわけですから、その雨水対策、自然から降ってくる対策を何かしら考えていかなかつたら、このところは進んでいかないと考えるのですけれども、そこに対して具体的にどういうふうにしているのかということ。それからフェーシングをしていきますということであるのであれば、フェーシングを全部してしまったら、今度フェーシングの下にあるいろんな配管とか、いろんなものに故障が起きたときにそのフェーシングを剥ぎ取らないとできなくなっていく。そうしたら、またそこで汚染物質が出てきてしまうということも含めてちゃんと考えているのですかということ、どういうふうに進めているのですか

ということをもう一度お聞かせください。

それから、2つ目というか、後の分の想定はしていなかったという状況で今回起きてしまったということなのですが、申しわけないですけれども、何が起きたら何が起きて、危ないことが起きる可能性があって、それを起こさないように廃炉を進めていくということ、安全に進めていくということが大切なことであって、きっちと東京電力がそれをやっていることが我々の安心につながっていくわけです。それができていない、想定ができていないと今自分たちで言っていたら、何のために事故が起きた。スイッチをさわらない。人が入って、あのときだって人がただ歩いているときにさわってしまったただけの話です、簡単に言ってしまうと。でも、それが起きたことによって起きるということの事実がわかったのに、なぜ今回そこに人が行って、そのものがあるということに想定ができなかつたのかということです。そうしたらば、その想定を全て一つ一つずっと積み重ねていって、今あの廃炉で運転のときよりも厳しい廃炉の状況でやっているときにその想定ができていないのであれば、我々は到底廃炉が安全に進んでいくだろうという想定はできなくなってしまうわけです。そのところをどういうふうに考えているのか。それで、今回のこのヒューマンエラー対策、2回目の対策として、社長が直接出しましたではなくて、どのぐらい厳しい考え方で進めようとしているのか、そこをお聞かせください。

それから、もう一点、能力の限界ではなくて、いろんな横のつながりを考えていったときに、同じように小名浜ポイントと東京ポイントに変えたと言っていますが、我々にはずっと小名浜ポイントでの話でいろんなことが来ていたのですけれども、その辺結局は東京でやったことと現場でやったことでポイントが違うことによって、これのことが行かなかつたわけですけれども、すべからくやはり地元のこちらの現場のところを優先して全てが動いていくべきものを何で東京とこっち側で両方の値をそんなことして、今回あげくの果てに東京に合わせましたといったら、今度それが今まで何年もやつてきたものの数値の値を全部変えていかなければいけないのですけれども、その辺はきっちとできているのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 私から3点お答えした上で、必要であればリスクコミュニケーションから小名浜ポイント、東京ポイントの追加の補足をさせていただきます。

まず、1点目の水の流入対策のことですけれども、まずちょっとフェーシングの話が私ども少し偏った説明をしてしまったかもしれません。雨等々が降って汚染水がふえないための対策の大もとは、まず水をその建屋の中、汚染源に近づけないというところからいつもご説明申し上げています。そういう意味では、遮水壁できちんと囲って、それからサブドレンを利用しながら水位をコントロールして水を近づけないと、これがまず一番大きな汚染水をふやさない対策だと思っています。その後、先ほど私の説明はもう一つ遮水壁の内側にもまだ課題がありますということを申し上げたつもりであり

ます。そこについては、例えばフェーシングをするのであれば、そのフェーシングにも問題があるかもしれないし、心配事があるかもしれない、そういうご意見を賜りました。これについては、まだフェーシングについても、穴を塞ぐについても、先ほど申し上げたように、まだ具体的な工程あるいは設計ができ上がっているわけではないので、今のご意見も伝えつつ、またその工程、あるいはそれによって見込まれる効果をきちんとしたご説明を申し上げたいと思います。いずれにしても、あらゆることを考えながら、あらゆる手を使って汚染水を減らしていく、あるいはきちんと管理していく、ここに引き続き取り組んでまいります。ご心配をかけて申しわけありません。

それと、2つ目、想定できないということは、そもそもそういうことで安心して廃炉を任せられないという、そういう厳しいお叱りを受けたものと受けとめております。これについても先ほど来、これでお三方目ですけれども、繰り返し厳しいご指摘をいただいたときちゃんと会社の中でも共有させていただきたいと思います。

それから、最後の総点検、これに関してどのぐらいの覚悟を持ってというご指摘、ご質問だったと受けとめました。小早川社長みずからが相当の覚悟を持ってこれは違う目でも見たほうがよい、きちんと全部洗い出したほうがよいという、そういう指示のもとでやったものでございます。私どもとしては、事態を重く見て一生懸命調査をかけた、また総点検をしてこういうことがないように努めてまいりたいという、そういう覚悟でございました。引き続き、まだまだご心配かけて申しわけないのですけれども、一生懸命取り組んでまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、O. P. と T. P. についてですけれども、東京側ということでなくて、これは東京湾の水位を基準として採用するということでありますので、東京の意見を採用するという、そういうことではなくて、物差しをどこに合わせようかという、そういうことだと私は認識しております。ただ一方で東京にいる技術者たちと、それから現地で現物を見ながら作業している技術者たちの間に時々行き違いがあったり、あるいはなかなか意思の疎通がうまくいかないことがあることも、これも事実であります。そういうことについては、現地を優先すべきというご指摘をいただきました。これもおっしゃるとおりだと思います。混乱のないように、また意思の疎通が発揮できるようにこれは取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） この想定に関しては、本当に我々は安全になったところに避難指示を解除しているとは決して思っていないわけです。実際安全と言えるのは、爆発前の発電所が運営していたぐらいの安全性がなければ、安心して発電所と暮らすなんていうことはあり得ないわけです。それがこの状態で我々がここである程度先に進めているということを東京電力自体もどういうことなのかということを考えていただきないと、全く今の状態では安心ないです、こんなことが続いたら。そこをもう一度本当に考えていただきたいということ。

それから、東京ポイントで東京を優先したという言い方をしましたけれども、東京湾の水位にこれ

から先例えは南海、東海とかに何か起きて、東京の水位とこっちの水位がまた変わったときに、向こうが変動したらこっちも補正をかけなければいけないわけです。そうしたならば、東京で補正をかけるのではないと思うのです。このところにある汚染水の水位がどうなっていて、それを中に入らないようにするためにどうするかと現場でやっているわけです。そうしたら、現場の水位とか何かが変わってきたら、その設定がその場で即座に中で動くことが必要なことであって、一々向こうからの指示とか、向こうが変わったときとかということで距離が置かれたら全て台なしにまたなってしまうわけです、何かやっているときに。そうしたならば、この先のいろんなことを考えていったら、きっと自分のところの範囲の中でやって、それが瞬時に行き渡る、いろんな部署に行き渡るということが確実性があると思うのですけれども、そこに関してはデータが行き来できなくなってしまった瞬間におしまいになってしまうわけなのですけれども、どういうふうに考えているのですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 塚野議長。

○議長（塚野芳美君） ですから、説明もきょうも両方ともおかしいのだけれども、もともとO. P. がって、この中でも説明ありますけれども、旧O. P. 小名浜ポイント、それから新O. P. 、地盤沈下した後の。混在していて、その取り扱いが間違ったということで、今現在とりあえず安定している東京ポイントに統一したということが書いてあるのですけれども、どうもその辺の議論もちよつとずれているので、あと東海、東南海が今度いつ起きるか起きないかわかりませんけれども、現時点ですから東京電力としてそれは今現在正として扱いたいということであれば、そのことをはっきり言わないと何か空回りしますので、議論が。戻します。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） ありがとうございました。もともとO. P. として扱っていたもの、それから地盤沈下が起きた後で新しいO. P. として扱っていたもの、この中で混乱があったと。そういう中で今きちんとした統一のものとしてT. P. を採用したいというのが今の会社の考え方であります。それについて、また将来の変動等々を含んで大丈夫かと、なかなか安心できないという、そういうご指摘と承りました。大変なご心配ご指摘をいただいたと思いますので、改めて次回の折にでもこのことについてきちんとご説明をいたしたいと思います。きょうのお答えとしては、基準となる数字は東京で統一をしてしっかりと管理をしてまいりたいということでございますのと、あとは将来の変動等々も含めて間違いないような運用をするべきだし、その間違いの運用をもたらすようなことであれば、それについては心配があるというご指摘を受けたと思いますので、このことについてはきちんと現職の技士にもお伝えをいたしまして、ご安心いただける回答をご用意して持っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） 今大倉代表から説明を受けましたが、私は根本的に違うのではないかと思うのです。東京湾のT.P. を使うようにしたとか、どうだこうだ。そもそも地震で地盤沈下したことは、もう地震後幾らもたたないうちにわかっているわけです、約70センチと。わかっているにもかかわらず、書類も直さない、職員に周知徹底もしないということでやっていたから、こういう間違いが起きたのです。建屋、この11ページですか、「当社建築部門が施工会社に再確認したところ、新設サブドレンNo. 210の図面に記載されたO.P. は、周辺建屋外壁に表示された標高を使用しており」と書かれているのですけれども、これだって直しておかなければ、こういう問題は起きるのでしょうか。書類も全部直したのですか。それで、その設定したときに職員が確認してゴーサイン出しているのですか。この施工会社というのは、どこがやったのですか。東京電力がやったのですか。協力会社がやったのですか。協力会社がやったとすれば、職員が全く監視していない、管理していない、確認していないということなのでしょう。そこに問題あるのです。全てヒューマンエラー、全てそうなのです。スイッチの問題だってそう。事故起きないとやらないという体質になってしまっているのです。こんなの東京湾を基準にしようが、小名浜を基準にしようが、そんなもの70センチ下がったら70センチプラスすればいいだけの話なのです。基準なんか関係ないのです、そんなの。その書類全部直さない、社員はそういうことを統一されていない、そこに問題あるだけの話と私は思うのです。そのことを答えてください。

あと、タンクなのですが、フランジから全部溶接型にかえるということで、私はフランジはもうなくなつて全部溶接になつてゐるのかなと思っていたのです。ちょっと議長がまだ残つてゐるよと言うから、もう何年たつたのですか。フランジはだめだ、交換しますと言つてから何年たちました。東京電力の機動力、これ国も入つていますから、やる気になれば半年、1年あれば十分できるでしょう。それやらないというのは、どういうことなのでしょう。いつまでに全部フランジなくす計画なのでしょうか。計画も立てていないのですか。その2点お答えください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） ありがとうございました。O.P. について、地盤沈下の前のものと、それから後のものと直せば済むだけの話だと。また、それ徹底も漏れています。それから、工事会社との仕事のとり合いの中でも一体何をやっているのだという、そういうご指摘と受けとめました。おっしゃるとおりでありますと、私どもがまさに一番反省しているのはそこでございます。一つ一つその書類の徹底とか、あるいは今後こうしていくことの徹底も今回を機にしっかりとやってまいりますし、また総点検も……

○11番（渡辺三男君） いや、今回ではなくて、その時点で、下がった時点で全部書類も訂正して直したか、あとは工事をやったときに職員がきちんと管理監督しているのかどうか、それです。一番重要なところを説明してください。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） そのよう

に受けとめました。そのときにきちんと全部直していないから、こうした事実になったわけでありま
すし、また工事の施工と私どもの仕事のとり合いについても不十分なところがあったから、こういう
ことが起きているわけでありまして、そこについて今回明らかになりましたので、総点検もかけて今
後しっかりとやっているという、そういうつもりでございます。ご指摘は、本当におっしゃるとおり
でありますので、きちんと受けとめまして、こういう厳しいご意見を頂戴したことを会社の中でも共
有いたしまして、しっかりと努めてまいりたいと思います。

フランジタンクの件につきましては、計画的にこれをなくしていくように進めているところでありますけれども、ちょっと今私具体的な計画数値を私自身持っていないので、補足をさせていただきます。済みません。

○委員長（宇佐神幸一君）　復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）　全ての処理水を溶接型
タンクに進めるのは、2018年度中には終わらす計画でしております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）　11番委員。

○11番（渡辺三男君）　当然O. P.、東京湾に設定するとすれば、それはもう書類は訂正済みなの
ですね、全部。

それと、あとは施工会社が施工して、職員は全く管理監督していなかったということでいいのか。
あとは、そのフランジタンクから溶接型に直すということは、18年度中には全て完了させるとい
うことなのですが、余り余裕を持ち過ぎなのではないですか。危険なタンクだと言っているながら、18年
度中までかかるのですか。これ決して理解できないです、危険なものですから。できることは早急に
やるのがやっぱり順序かなと思うのです。それを18年度中までかけるというのは、私は理解できない
のです。国を挙げてやっている対策ですから、やる気になれば3ヶ月、半年くらいでできる話なのかな
と私は思います。それをあなたたちどういう考え方で18年度まで置くのですか。それまで万が一水漏
れとか起きたら、どう責任とるのですか。そこまで答えてください。

○委員長（宇佐神幸一君）　推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）　まず、T. P. の件か
らご説明します。

訂正するものにつきましては、現在ある図書については全て訂正はまだできておりませんので、O. P. の標高表示については震災後、震災前とありますので、誤使用を防止するために年度内にそれを
明記するように図面にスタンプを押すような明記をしたいと思っております。また、T. P. に統一
するのにつきましても年内にやることを考えております。あと、やはり取り扱いが不十分だったとい
うところは反省をしてマニュアル等に盛り込むということ。あとは、今回当社の社員が全く管理でき
ていなかったかということについては、今回この箇所については記録の確認がきっちりできていなか

ったというところですので、我々が現場で実施しますマニュアル等については明確にするようにしていきたいと考えています。

あと、フランジタンクにつきましては、処理した水の濃度の低いものについてはフランジ型、濃度の高いものには溶接型タンクと区分分けをして今運用しているところでございます。一部容量の関係上、その原則にそぐわないところもございます。

あと、時期、工期として長過ぎるのではないかということにつきましては、当然タンクをつくる工程もあります。タンクを設置する場所につきましてもフランジ型タンクを解体して場所を確保して、それを新しい溶接型タンクに置きかえるということをやっておりますので、今のような工程になっているところでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） 基準点の訂正、本来であれば、こういう文書を持ってくるときには、こういう間違いが起きましたので、社員にも全て周知徹底して、書類も全部直した上でこういう間違いだったから、これからはこういう間違いが起きないようにこういうふうにしましたと私は来なくてはならないのかなと思うのです。それ書類を直すのが年度内と、そんなにかかるのですか。万が一また10日とか20日後にこういう問題が起きたら、そのときはどこで間違いましたと言うのですか、今度。本当に地域住民に迷惑をかけないようにやるのだという意識が欠けているのです。やればできることをやらないわけですから、その辺ぜひヒューマンエラー、ちょっとした事故が起きないようにきちんと職員総動員して共有して、職員が全てやっているわけではないですから、協力会社の人たちにも協力を仰いで、それを管理監督をきちんと徹底してもらわないと困ります。

あとはタンクの件ですが、こういうものは溶接型に移して、比較的薄いものから、汚染濃度が薄いものはまだフランジに残っていますよと、そういう答弁していますが、そんな話ではないです。あの汚染水が300トンも400トンも出て困り果てているときにフランジ型からは漏れ出す。困り果てているときに、それに対応して東京電力も国も総動員して溶接型にかえていったのでしょう。今そのときから見れば、そのとき100とすれば今は40とか50、そのくらいの努力すれば3ヶ月、半年の中にかえれるはずです、あの思いしたら。あれは、私も頭下がる思いしました。だけど、一息過ぎればほっとして、あとは長々としていくというのが私は理解できないのです。その辺をぜひスピードを上げてやってください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 今の2点また重ねて厳しいご指摘をいただきました。ありがとうございました。書類等々の訂正について、物量もあることからと私は理解しておりますけれども、本気を出せば、さらにスピーディーにできるはずだと、あるいはこの結果を持ってくるときには全て済ませて持ってくるのが筋だろうという、そういうご意見を賜ったと思っています。これも中で共有をして、スピードが上げられるものであれば

きちんと上げて、ただいすれにしても確実にもうご迷惑かけないように、ご心配をかけないようという、そういう姿勢で臨んでまいります。

フランジタンクについても同じでございますけれども、先ほどの私どもの答弁はリプレースと申しますか、あるものを壊して、またそこにという、そういうものの兼ね合いでというご説明を申し上げたつもりです。そういう意味では一定の計画性と申しますか、このスピードでやって、こうやってという、そういうつもりでおりましたけれども、地域のお声としてそれでは遅過ぎると、心配事であるから、一刻も早くという、そういう姿勢が足りないのではないかと、そういうご指摘をいただいたものとして会社の中にもきちんと持ち帰って、スピードアップができないものかどうかもう一度再確認をさせていただきたいと思います。いずれにしてもご心配をかけて済みません。ご指摘もありがとうございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員からなしの発言が出ましたので、これで付議事件2、（1）については終了いたします。

続きまして、付議事件2の（2）に移りますが、その前に東京電力ホールディングスの方、復興本社の方に委員会より報告をいただきました。これにつきまして、前回委員会におきまして出してくれということで出たのですが、その内容的に、委員会にもお話ししたと思うのですが、個別というものの分、個別的に対応というか、事情というものが大分多くまた書いてあります。前回も委員会で個別というもののどういう形なのか、詳しくというよりもプライバシーもございますので、できるだけ詳しくいろいろな面で回答していただきたいということになったら、このような文書がきました。委員長としては、この文書については不足な分が十分あると思いますので、その（2）の中においてこの関連の質問が出た場合、個別等々でその発言をかえないで、ある程度委員にわかるように、委員の方たちの理解ができるような説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

では、付議事件2、（2）、その他を議題といたします。

委員の方には、付議事件2、（1）以外に東京電力にお伺いがあれば承りますので、よろしくお願ひいたします。

10番委員。

○10番（高橋 実君） 1Fの中の事象で、10月23日、福島第一原子力発電所敷地内における蜂刺されに対してちょっと町に質問する内容でなかったから、質問しなかったのだけれども、東京電力に結局JAEAの協力作業員が頭部を蜂に刺された対応、入退去管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため救急車を要請し、南相馬市の病院に搬送されたという文面になっているのですけれども、一般常識的に言うと緊急という言葉は蜂の場合ないと思うのだ

けれども、これ何かあるのか。あるのかというのは、結局蜂が外部、内部被曝放射性物質を保有していたがための蜂刺されだから、緊急性を持ってしっかりした病院に搬送してそこら辺を確認したとすれば、1F構内に限らず、被災地の中では民間人も蜂に刺されたときに緊急性を要して救急車で処理をしなければならないのかなというように思われる。もしそうだとすれば、とんでもないことになる。そこら辺何で緊急性を要して救急車で南相馬市に運んだか理由教えて。

○委員長（宇佐神幸一君）　復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君）　蜂刺されの件につきましては、放射能のあるなしではなく、蜂の毒によるショック症状を考慮したものでございますので、一般的な蜂刺されと同じ対応をしているというところでございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　10番委員。

○10番（高橋　実君）　一般的には、今国策で解体工事とか除染で結構夏場はそういう事象が多い。そのときは、近くの医院で毒を抜く緊急キットで処理するだけなのです。それを1F構内にある救急医療室の医師が対応できないような医師しか1Fにはいないのですかということ。

それと、大倉代表に確認しておきたいのだけれども、前から木くず関係の仮置き場のとき、3年、4年前から、当時石崎さんにも質問していたのだけれども、まともな回答が返ってこなかったのだけれども、そこで発生する虫関係、いろんな虫いますよね。カブトムシが出てきてみたり、クワガタが出てきたり、いろんなふうな。それが結局放射性物質を保有してどこかに飛んでいって云々ということは絶対ないのか、あるとすればどんな対応をしているのかということで質問投げかけておいたのだけれども、それもはっきりした回答ずっと来なかったのだ。ここに来て蜂刺されというから、一般的に言うと、さっき言ったように、緊急キットで医院ないし病院で処置するわけ。救急車まで呼んで医師が搬送し直すというのは、内部、外部被曝のおそれがあって云々としか思わなくなる。ちなみに、そういうことでこういう小動物もそうだけれども、昆虫関係の生体、アセスメント関係に符合した分を的確に東電では把握しているのかあわせて教えて。

○委員長（宇佐神幸一君）　大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉　誠君）　2つ分けてお答えをいたします。

蜂刺されの件でございますけれども、まず一般的にアナフィラキシーショックと申しますが、アレルギー反応、これは例えば2度、3度蜂に刺された場合、人間の中にでき上がった抗体の関係で大変に重篤な状態をもたらすと聞いております。それは、例えば呼吸ができなくなるとか、あるいはけいれん発作が起きるとか、その程度のものと聞いておりまして、現場にいた医師の判断として重篤であると判断した場合にはしかるべき病院に搬送するという、そういうことと思っております。ただ、そうした出来事が発電所の中の蜂刺されだからだろうという、もしもそういう印象を与えるとしたらば、私どもの発表の仕方も少し考えなくてはいけない。放射性物質による汚染はありませんとか、そういう

うことをきちんとつけ加えるとか、そういうことが必要であれば考慮しなくてはいけないと今伺ったところであります。いずれにしても個別の災害について医師がどういう判断をしたか私今この場では承知しておりませんけれども、蜂刺されで状態が重篤なときに大きな病院に搬送するというのは、私どもの会社のこれまでのやり方としては一般的なものと承知しております。

それから、2つ目の虫等々の生体が例えれば放射性物質を摂取したことによって一般甲種に影響を与えるのかどうかと、またそれについて会社としてどう考えるのかと、そういうご質問と承りました。私今のところ、こうした出来事について会社の中でも何度か話題にしたことあります、それはそのような心配に当たる事件はないものと私は承知しておりますけれども、今のご質問、すぐここについて会社としてというご質問と承りましたので、持ち帰らせていただきまして、次回、私ども除染推進室という部署がありますが、お許しいただければ、そちらも出席をして会社としてどう考えているかということについてきちんと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） それは、よく調べた状態で後の機会で教えてください。

それと、さっき5番、11番のO. P.、小名浜と東京と言っていたけれども、これにしても東京電力の社内の中に技術者いるわけだから、一番簡単で明確な確認の方法あるわけだろう。国土交通省所管の国土地理院のG P Sで十二分対応できると思う。地盤沈下にしても、隆起にしても、面的な手法のいずれにしても、そんなことをやっていないから、結局東京だ、小名浜だとやっているようになるのではないか。それさえ確認すれば1F構内にそれはどんと置けるのだ。さっきの土木屋、建設関係はみんなそうしている。基本から追いかけても、高さも距離も何もみんなずれているから。国の国土交通省所管の国土地理院でG P S飛ばしているわけだから、それで明確に、100%とは言わないけれども、許容の中でおさまる縦、横のポイントは出せるようになっていると思うのだけれども、そこら辺の確認もあわせてやっているのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 先ほど来ていただいているご指摘と共通なものと私は思います。本当に大丈夫なのかと、資質にかかわるものとしてご質問あるいはご指摘をいただいたものと思いますので、先ほど申し上げたように、委員会あるいは議長と委員長とご相談の上ですけれども、O. P.、T. P. 等々について1Fとしてこういう考え方でこういうふうにやってまいりますということを改めてご説明申し上げることについてご相談を申し上げたいと思います。

それから、虫についても先ほどお答えしたとおり、これもご相談の上、お許しいただければきちんとご説明の機会を設けたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 11月24日に前回の原特の質問に対する回答書、執行役員の近藤さんの名前で回答いただきました。その内容を見させてもらったのですけれども、まともに、真摯的に、具体的に誠意を持って回答してくれるものと私は思っていました。しかし、これ読ませてもらったけれども、賠償の基本的な考え方、総論、私ら質問しているここの質問に対して一切答えていません。これ大倉代表も目を通していると思うのだけれども、私の質問に関してのみ言わせてもらいますけれども、どうして商工業者と農業、林業、漁業、そういった賠償に差があるのか。そういうところを答えていないし、29年度に将来分として2年分賠償したと。ただ、被害があった町民から見れば、2年分もらったのだから、もう3年目に入ったから、またことし損害が発生するのではないの、ことし分はまだもらっていないよと思っている人もいるから、これは理解している人と理解していない人がいるので、図解をして誰でもわかるような、そういうパンフレットをつくってくださいと、承知しましたと言っているのです。そういうことに一切答えないで、考え方の基本、「法令、中間指針、国からのご指導を踏まえ」、こんなの当たり前です。具体的なこと一切入っていないではないですか、これ。答える気がないのか、または答えたくてももう財源がないから、答えられないのか、その辺り本音でしゃべってください。ないもの出せというような質問ではないのだから。その辺お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） ご説明いただきまして、ありがとうございました。私も見た上で出させていただきました回答書でございます。ただ、冒頭委員長からも委員長から見ても不十分な点が目立つということです。今同じご指摘いただいたと思います。この場でいわき補償相談センターの北瀬から補足といたしまして、きちんとご回答を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 私から前回いただいたご質問に対する回答の補足をさせていただきます。

今安藤委員からご指摘ありましたとおり、書面での回答というお約束でございましたので、長々と書くのもというの等ありましたし、結果として一般的な表現になったことに関してまことに申しわけございませんでした。

まず、1点目、商工業、農林業、漁業における賠償、これ営業損害ですけれども、これの違いについてという1点目のご質問についてですけれども、商工業、農林業、漁業、いずれにつきましても損害を補填する、賠償するという考え方の部分の骨格といいましょうか、その部分については変わりないと考えております。

まず、商工業、農林業と、それから漁業、これにつきましては一括で賠償しているということと、

それから毎年実施している従来賠償を現状でも続けていることと、こういうことの違いから不公平なのではないかと、こういうご指摘を先日もいただいたと承知しております。しかしながら、損害がある限りご賠償させていただくということにつきましては、変わりなく対応させていただいているつもりでございますし、それぞれの業態につきまして過不足なく損害を補填させていただくという観点からは不公平はないと考えているところでございます。

また、商工業と農業の賠償の違いということに関しても先日ご質問いただいたと思います。これにつきましても、いわゆる方法といいますか、計算方法の違いはありますけれども、先ほど来て繰り返して恐縮ですが、損害を補填するという意味では変わりはないと考えておりますし、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準、先日近藤からもご説明させていただいたと思いますけれども、こういう基準の中におきましては商工業者2年、農業者3年のお支払いをしているというところでも一定の差がついているという事例ですか、それから加えまして、国の支援策を効率的に活用できるように賠償を包括的にまとめて先払いさせていただくと、そしてそれをご活用いただくということなどを含めまして、総合的に判断してこういう枠組みにさせていただいているということでございます。以上でございます。

それから、委員からのご指摘の将来分の例示の漫画絵、ポンチ絵で示してくれないかと、こういうご意見というか、ご指示を先日もいただいたと承知しておりますが、これにつきましては基本的に大変今ちょっとおくれてしまっているのですけれども、社内で調整をしているところでございまして、本当はきょうすぱっと明快なものを持参できればよかったですとは思っているのですけれども、なかなか一律に示せるというようなものが今のところはまだ事例が積み重なっていないといいますか、そういうところもございまして、またそのフローというか、今まさにINGで流れているところもありますので、もしその共通するものができる場合にはそういうのをお示しさせていただいて、むしろお示しさせていただいたほうがスムーズにその後行くと思いますので、今の段階でこういった例なら大丈夫なのだとよとはっきりと申し上げるということは、今の状況ではちょっとご勘弁いただきたいなとは思っておりますが、次回のこの委員会の場、3カ月に1回の委員会でございますので、3カ月たたないと到来しませんけれども、そのくらいの、お正月を挟みまして、期間を持って次回ぐらいまでにはお示しをしたいと考えております。これは、我々も浜通りに組織を置きまして、窓口を開かせていただいている組織でございますけれども、本社との調整等もいろいろあります、ここは前回の10月27日からきょうまでの間で調整をいたしまして、次回委員会までには何らかの漫画絵といいますか、ポンチ絵といいますか、そういうもの、例示のようなもの、こういうものをお示しを私どもといたしましてもぜひさせていただきたいなと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 漫画図というか、そういった賠償の将来分の考え方、これは示してもらえる

ということで、今すぐは出せないけれども、作業中だということで、それは理解しました。ただ、前段のなぜ商工業と農林とか漁業と、この同じ職業に差をつけた賠償をするのかというところは、まだまだ私も納得はいきません。公共用地の例を出しましたけれども、確かにそこに道路ができるとか、そこにダムができたということで、ちょっと脇を譲ってくださいねと言えば、そこでまだ営業が、例えば100メートル、200メートルずれたって、そこでまだ商売は可能なのです。代替地をもらったり、同じ町内に例えばお店を出したり。それと今回の原発事故でもうこの辺にはお客様もいないから、郡山へ行ったとか、いわきへ行ったとか、県外に行ったとか、そういったものと全く混同して賠償の基本的な考え方、そこに根っこからずれていると私は思います。そういったところで確かに商業が2年、農林が3年という言葉を使いましたけれども、漁業はというと、まだまだ未定です。そういったところに何でという考え方を私は持ります。それで、結局今所長が言ったような考え方を示すのであれば、間もなく7年になるわけなのだけれども、商売を立ち上げられない人がいっぱいいる。そういう人が立ち上がるための支援策を同時にやっているのであれば、こういうことだからねと言っても、それは理解できます。こちらをやらないで賠償だけ切れますでは、もう生活保護を受けろと言われているみたいで、もう少し支援策、執行役員の近藤さんは前回国とか、県とか、東京電力とか、それでどういう支援策ができるか指針になくとも考えなければならぬというようなコメントもありますから、そういうようなものを同時並行させて、私も何にもしないでいつまでも賠償金下さいと言っているわけではないのだから、仕事したいわけだから、人間がおかしくなってしまうから、何にもしないでいたらば。そういう支援策を併用してこの賠償を考えてもらわないと人間生きていけないです。この回答書は総論だから、指針はもっと突っ込んでいます。指針になくとも被害がある限り賠償しなければならないと原賠審は言っているわけだから。この答弁書は、全然話にならないレベルだから、もう少し検討する余地があるかどうか、その辺もう少し詳しく答えてください。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長。

○福島復興本部福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 大変ご指摘ありがとうございました。商工業、農林業、漁業につきまして、その違いということを再度ご指摘いただいたわけでございますけれども、繰り返しになって恐縮ですけれども、商工業につきましては先ほども申しました公共用地の取得に伴う損失補償基準を参考にさせていただいているということになっておりまして、農業につきましては昨年の11月に復興本部長からのご指導もいただいたということで3倍と、こういう経緯もございます。そして、農業をもっと言いますと、毎回同じ繰り返しではないかというご指摘お叱りを受けるかもしれません、商工業との違いという意味で見れば、土地からやはり離れられないという点でちょっと状況が違うのかなというところでございます。そして、漁業につきましてはやはり一部試験操業が始まっていますけれども、まだ本格にはなっていないという状況にもなっておりまして、一見見た目というか、そういうことではないというご指摘あると思いますが、基本的に損害を補填させていただくという考え方の骨格には変わりないという前提で進めさせてはいただいて

おります。

そしてまた、将来分の一括払い、立ち上がりれない商工業者たちがたくさんいらっしゃるということございまして、我々もその実態についてもちろん全部理解をして把握しているわけではございませんが、東京の組織に比べれば、現地のこちらでいろいろとお話を伺いさせていただいたり、いろいろ報道を見たりしてこちらに住まわせていただいておりますので、そういう実態に合わせてなるべく復興に向けていけるような形での賠償というのを考えているところでございますが、将来分を前払いさせていただいたということで、おっしゃるとおり事業者たちご自身にご努力もしていただくと、それから我々も賠償の枠組み以外の部分でもいろいろとさせていただくということで、トータルで前に進んでいければいいなとは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） もう何回も水かけ論になってしまって、ちょっと気の毒なところもあるのだけれども、公共用地の賠償を参考にしたということなのですけれども、この原発事故って今までのダムができるから水没するとか、そんなレベルの事故ではないでしょう。前代未聞、富岡町民が6年も全町民が避難だ。まだまだ帰れない人も町民の3割くらいはいるわけだ。それで、帰還困難区域だってあと5年は戻ってこれない。区域外に入ったところは、5年どころではない。それで、今所長が言ったように、農林業の人は土地から離れられない、土地に戻ってくれば農業できるのですか。土地から離れなかつたら農業できないでしょう。今帰還困難区域の農地で戻ってきて、あと5年後、10年後戻ってきて農業やれますか。結局東京電力の言っていることは、根本から、根っこからずれている。間もなく来年3月で7年、そこからまだ困難区域は5年、区域外はもっともっと。そうしたならば、仕事なんかいつまで休んでいるの。もういいかげん再開しないと仕事できない体になってしまうのだ。そういうことに背中を押す作業が足りないと言っている。賠償と絡めながら背中を押す作業を東京電力がしてくれなかつたらば、いつまで指針におんぶに抱っこしているの。国は税金だ。加害者は、事業者は東京電力なのだから、そういうことを考えればもっともっと自立を促して、自立できたところから賠償を切る、そういうふうにしてくれなかつたらば、幾ら農林だって1年余計にもらつたつて林業なんかできないでしょう。木を切って木材を出荷できますか。総体的に考えてください。もっともっと奥深く現実を見て。前回私近藤さんに福島に6年、7年住んでいるとかと言つたけれども、現地わかっていないでしょう。もう少し現場の農業、林業、商工業者がどういう思いしているか、風評被害なのか、真っ赤っかな実害なのか、その辺全然わかっていないから、その辺きっちり答弁してください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表、まず今の全般的に見てお話をだけ。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） おっしゃることは、一々本当に申しわけなく思います。少しさかのぼって商工業と農業のところを少しだけし

てから今お話をしたいと思います。公共用地の取得にかかる損害賠償基準というものがありまして、例えば指針等々でもそこを参考に議論されたと承知しています。その中にあるのは、商工業の場合は2年、農業の場合は3年と委員おっしゃったとおりの数字が書かれてあります。当初は、それを参考にしながら、結局は東京電力として最後は加害者として賠償の方針を決めたという問題ありますのであくまで参考にしてということになりますけれども、その数字をそのまま使ったのでは、おっしゃるとおり原発事故の特殊性には適用できないものという、そういうご意見も多々伺った上で、まずはそれの2倍ということで4年と6年と、そういうふうにまず始めたところでございます。そして、その期間が切れるころになって、またこれも委員がおっしゃったとおり、2倍相当分というものはその上に乗せて、そこでもう一度立ち上がりていただく、ご商売について考えていただく、そういう期間としてお願いしたものでございますので、十分かどうか申しているのではなくて、公共用地の取得にかかる賠償基準をそのまま使ったのではなくて、私どもが起こした事故の特殊性みたいなものも勘案した上でのお考えでもあったということでございます。

それから、後半委員がご指摘いただいた立ち上がるための支援策を併用してこそ初めて意味があるのではないかという、そういうご指摘、ご意見がございました。これもご案内かと思いますけれども、私ども最後にと申しますか、2倍相当額ということをご提示申し上げたときにはあわせて国とも相談もし、また国からも指示をもらってそのようなかじを切りました。そのときには、その2年間が復興にかかる集中支援期間、集中復興期間として国にも指定されまして、そのお力もかりまして、いわゆる官民合同チームの設置、設立を私ども一緒になってやったところであります。官民の民の側の受け皿を私どもとして設置、設定をいたしまして、今現在数字を申し上げれば私どもの職員115名を派遣しております、官民合同チームのおおよそ半分ぐらいは東京電力の社員がご一緒に働かせていただいているというところであります。その中で事業者全てにご連絡を差し上げ、またその中でお返事をいただき、お話ができるようになった事業者が六千数百、その中で具体的にご商売のご様子とか将来のこと、後継者のことも含めて聞き取りをしました上で専門家、コンサルティングとか、あるいはサムライ業と申しますけれども、弁護士とか会計士とか、こういうものも私どもの官民合同チームで引き連れてどういうご商売の可能性があるかという、そういうコンサルティングをしたその件数が大体今八百数十ぐらいの事業者になっています。このやり方を農業にも今当てはめて、同じように農業の戸別訪問から官民合同チームが始めてくれているその様子だと思っています。まだまだ不十分なのは、そのご指摘だとは承ります。だけれども、私どもも賠償にとどまらず、そうしたことを通じてもう一度ご商売あるいは農業、林業を再開いただけるようにできることをしていかなくてはいけないと、そのようには肝に銘じているところであります。全般にわたって答弁させていただきました。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） まことに申しわけありません。

我々といたしましても今大倉から申し上げたとおりでございますけれども、先般も富岡町の商工会も所属していらっしゃいます南双葉の商工会の広域連携協議会で主催していただきました説明会にお邪魔をさせていただきました。その場でも直接ご事業者たちからいろんなご意見を頂戴しております。1万6,000人いた住民が400人程度しか戻っていない状況の中で売り上げを上げられるわけないだろとか、帰還してからがスタートであって、帰還ができるようになる、すなわち避難指示が解除されるまでは賠償し続けるのは当然だとか、それから損害の継続を余儀なくされていると言うけれども、今も変わりないので、100%出してほしい。そして、2倍支払ってもらっているけれども、2年分として考えていると、いろいろなご意見を直接にお伺いをしているところでございます。

それともう一つ、先ほど安藤委員おっしゃったように、背中を押すというようなことにつきましては、例えば住居確保なんかにつきましてはある意味中間指針で認められましたので、実際の一般の損害賠償の考え方ですと、そこはもうお支払いできないのかなという考え方もあったわけですけれどもある意味プラスアルファ的に認められたというところでもございまして、そういう意味では商工業者に対してはそういうものが今のところないということで大変申しわけございませんと思うところでございますけれども、制度の中でそこまでしかできないということでなるとするならば、その他のところも含めて、もしくはいろいろと周辺部分でどういうふうに制度の枠内の中でやっていけるのかということをいわき補償相談センター、そして補償相談室としては考えているところでございます。こういった事故でこれまで広範囲に損害が出るということは、全くの初めての経験で我々としてもあつたわけでございますので、いろいろと先行事例といいましょうか、そういう賠償がない中でいろんな先ほどの例として出させていただきました公共用地の補償基準なども含めていろんなものを総動員して考えているというところでございまして、引き続きいろいろとご意見頂戴できればと思っております。申しわけございません。

○委員長（宇佐神幸一君） 午後1時まで休議します。

休 議 （午後 零時03分）

再 開 （午後 零時55分）

○委員長（宇佐神幸一君） 少し早いですが、皆さんいらっしゃるようですので、ただいまより再開いたします。

ほかにございますか、委員の方から。

1番委員。

○1番（渡辺正道君） たくさんの時間的制限がある中で最後にちょっとお聞きしたいのですが、昨今国の信用を失墜させかねないような大企業のデータ改ざん、例えば神戸製鋼とか、東レとか、三菱マテリアルだったかな、そういう企業のデータ改ざん等々が矢継ぎ早に発表になってますが、今現在東京電力の第一原発所内でそういう会社の物品を利用しているような事実があるのかないのか、そ

の辺をお聞かせ願いたいのですが。

○委員長（宇佐神幸一君）　復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）　まず、神戸製鋼の製品ですが、福島第一原子力発電所にあります溶接型タンクの溶接の材料に使われていたということがわかつております。ただ、こちらにつきましては品質の確認をしまして、問題ないことを確認しております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）　よろしいですか。

○1番（渡辺正道君）　想定内の模範解答ありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　ほかにございますか。

4番委員。

○4番（早川恒久君）　賠償の話をさせていただきますが、先ほど6番委員から図解して今後の賠償についてわかりやすく提示していただけるというお話をいただいて、大変ありがとうございますが、その中で前も私話をさせていただいたのですけれども、将来分の賠償がどうもわかりにくいということが、前の商工会の説明会にも私出ましたけれども、そういうお話がやはり出ていますので、その辺をしっかりとわかりやすく図解の中にもぜひ入れていただきたいのですけれども、その辺は入れていただけますか。

○委員長（宇佐神幸一君）　いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　図解の体裁というか、まず内容、書き方のようなものにつきましては、ちょっと今後これだけ期間の猶予をいただいているので案件が積み重なってきたのを見てというところもありますので、なるべくわかりやすいようにはしたいと思いますけれども、先ほど安藤委員からもご指摘ありましたように、一般論しか書面にきょうの回答には書いていないのでということなので、ちょっと繰り返しになるところもあるかもしれませんが、そしてまた3月の図解の中にも書かれる内容になるかもしれませんけれども、営業損害の一括賠償後の超過分につきましてちょっと補足的に説明をさせていただきますが、商工業者に係る営業損害の賠償につきましては、事業の再建等のために国が特に集中的に自立支援策を展開される中で、27年の3月以降につきましては将来にわたる期間を定めない賠償といたしまして、年間逸失利益の2倍相当額を一括で賠償させていただいているところでございます。やむを得ない特段のご事情によって損害の継続を余儀なくされ、損害が一括賠償額を超過した場合につきましては、先ほど個別のご事情という言葉はもう使わないでくれというお話ありましたけれども、お一人お一人、1件1件ごとに丁寧にお伺いしながら対応させていただくということに今のところなっております。そのやむを得ない特段のご事情の例示につきましては、商工業者の場合は業種、業態が多岐にわたるということでありまして、例えば同一の業種であっても規模ですとか、事業内容等によって損害の発生状況というのは異

なるということでございますので、一律にお示しをさせていただくということはちょっと難しいのかなという認識をしておるところでございますけれども、1件1件、お一人お一人のご請求内容、ご請求書、証票等々を確認させていただきながら、もしくは直接訪問させていただきながら対応させていただくということでございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） 私も繰り返しの質問で申しわけないですけれども、超過分をお支払いすると再三おっしゃられますけれども、ですからその超過分というのがいつまでの賠償を、将来分の賠償を2倍という形でお支払いされていますけれども、2倍だといつまで先がわからないということを再三お話ししているわけであって、それをわかりやすく、例えば業種別でもいいですし、事業を再開した場合はどうなるとか、していない場合はどうだという、そういうわかりやすい説明された図解でも文書でもいいですから、出していただきたいということを私言っているのですけれども。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ありがとうございます。今後そういう今委員ご指摘の内容も含めまして、そうでないと出す意味もないと思いますので、どういう形でお示しできるのかというようなところも含めて、もちろん我々のいわき補償相談センターだけではなく、補償相談室全体、そして国とも相談する必要がありますけれども、そういう形でわかりやすい形でできるだけお示しをしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） まず、5番委員から4番委員、いろいろ皆さん言っていますが、賠償の問題非常にわかりづらい。差があり過ぎると。いっぱい下さいとか、そんなこと言っているのではなくて、やっぱり賠償は同じくしないと。商工業、この間も言いましたが、4年出して、追加で2年。その2年に関しては、利益が震災前の利益に達しない場合には出しますよとか、わかりづらいのです。農業は、6年のプラスでいいのですか。漁業に関しては、震災前の水揚げの7割補償して、後で漁船をつくれば80%賠償しますよと。それに漁具類をプラスして85%賠償します。すごく優しい部分が見えるのです。ありがたい話です、漁業の推進にとっては。だから、漁業だけではなくて、優しい賠償をするのであれば、皆さんに優しい賠償をしてほしいと。商売を営んでいた人たちが商売できなくなつたような状況になつていますが、5番委員が強く言つてましたが、それは商売できるようになるまで出してくれるとか、よその地に移つたら、そこで背中をしっかりと押してやる。それが国の施策として補助金でも何でもよその地に移れば余り補助金はもらえない。地元に戻つてくれば3,000万円上限の4分の3の補助金になって4分の3いただけだと。町外に出ていけば1,000万円だと。これは、国の補助金ですから、電力にああだこうだ言っても始まらないかもしれないですが、国そのものがそういう

う考えですから、当事者は東京電力ですから、東京電力独自でもやっぱりきちっと背中を押してもらわないと生きる芽が全部摘まれてしまうということです。ぜひよろしくお願ひします。

あと、私強く前回質問させてもらったのは、困難区域の中の借地している物件です。借地物件であれば、更地の借地であれば更地そのまま返せばいいわけなのですが、そこに建物が建っている場合、借地計画を結んで最終的に返すときには原形復旧で契約しているのです。だから、自分で借りたほうが建物を建てた場合には、建物を解体して更地にして返さなくてはならない。東京電力が10年でも30年でも50年でも借地料を払えばいいという話ではないのです。普通に考えれば、親が借地して建物をつくったら、そういう使えないものはできるだけきれいにして返すものは返して、息子にはそういう煩わしいことは背負わせたくないと考えるのが普通の人なのかなと思うのです。そういう部分をどうお考えなのですかということを聞いたつもりなのだが、全然回答していないのです。最後に載っていますが、「建て替えを前提としない解体の費用につきましては、原則、賠償の対象外とさせていただいております」、これだったらこれでいいのですけれども、では借地契約を結んでいるものを解除して電力との借地契約にしてほしいのです。私は、そういうことを言っているのです。こういう人がいっぱいいるわけですから。でないと電力が借地料を払っているにしても、いつまでもその借地契約を私なら私は背負っていかなくてはならないのです。もういいかげん7年になるのです、もうすぐ来年の3月11日で。いつまで持ち主に対してそういう思いを借地者は背負っていかなくてはならないのですか。困難区域、多分一部は拠点整備ということで近々始まるのかなと思うのですが、そこから外れる部分いっぱいあるのです。そういうことから考えると、そうやって借地で物をつくったり、待ったりしている人はいっぱいいるはずです。私は、そういう人の思い、自分の思いも言っているつもりなのです。これ何にも回答してきていないでしょう。あなたたちは、回答しないでずるずるしていれば、それでいいかもしれない。ここを一歩出ていけば、それで済むかもしれないのです。ただ、我々の思い、困難区域になっている人たちの思いからしてみれば、そうはいかないのです。前回の賠償のこの委員会やってから何日たちますか。何でそんなこと答え出せないのですか。建物解体でも何でもして借地を解消すれば、電力だって借地料払わなくて済むわけなのでしょう。別に損するほうの選択肢を私は言っているわけではないです。その辺どう考えているのですか。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償相談センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ありがとうございます。先日いただいた4つのご質問のうちの3番目と4番目だと思います。帰還困難区域における借地料についてと借地上の建物の解体費用ということで、両方とも相互に関係性があると思いますので、まとめてちょっと補足的なご説明とご回答とさせていただきたいと思いますが、まず借地料につきましては土地の貸し主もしくは借り主のどちらか一方にご賠償をさせていただいているということでございまして、繰り返しになりますが、貸し主の場合は営業損害として逸失利益をご賠償させていただいて、借り主の場合は賃料としてご賠償させていただいているということになろうかと思います。ただし、避

難指示に伴いまして、その対象となっている借地、土地の使用ができないということを理由といたしまして、賃料のお支払いにつきまして地主、貸し主から支払いを免除されいらっしゃるというケースなども考えられますし、例えばですけれども、借り主が個人の場合とは限らずに会社とか法人の場合ですとか、それからまた賃料の支払い方法につきましても毎月毎月のお支払いの仕方ということではなく、例えばですけれども、長期にわたって法人のような場合は一括で前払いをもう既にしていらっしゃっている場合とか、さまざまなケースが考えられますので、先ほど委員からもございましたけれども、契約上更地にして返す契約になっているのだとお話も出ましたけれども、対象土地のご契約の中身等々も確認させていただくなどいたしまして、1件1件、お一人お一人お話を丁寧にお伺いをさせていただいて、そのケースごとにご判断をさせていただければなと思っています。民民の契約が間に挟まっていることもありますし、いろいろ複雑なところもあると思いますので、最終的には法律や会計の専門家とも相談して、我々だけの判断ではなくてやらせていただきたいなと思っております。

それから次に、解体の話でございますけれども、前回のこの場でもおっしゃっていただきましたきれいにしてお返しするという気持ちの問題といいましょうか、そういう慣習といいましょうか、そのことについては重々私どもも理解をしているところでございます。しかしながら、これは本当に大変申しわけないことなのですけれども、解体のみで更地にするというような場合、要するに帰還をご選択いただいたて、そこに戻ってきて解体したところに、同じところにまた建てるという場合以外は、原則的には賠償の対象外とさせていただいているところでございます。申しわけございません。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） 言っていること意味わからないわけではないわけではない。意味はわかっているのです。ただ、私聞いていることとはちょっとかけ離れているのかなと。民民の契約書を見て、個別に真摯に聞き取りしながら対応したい。民民の契約が更地に戻して返すという契約になっていれば解体費用を出しますよと理解しようとしても、その言葉では理解できないのだ。貸し主が直接賠償している場合には、逸失利益も含んで賠償していますよと、それはそれでいいのです。そんなことはどうでもいいのです。ただ、借りているほうが更地にして返す条項を入れて土地を借りて建物をつくっている。そのときに早く壊して更地にして返したいのに、いつになつたら返せるのですかと私は言っているのです。金額云々ではなくて。困難区域の中で解体して、解体したものをどこに持っていくのですか。環境省の仮置き場で受け取ってくれるのですか。電力の敷地内に持つていけばいいのですか。皆さんそうして人ごとのように答弁していますけれども、現実的に私の知っているところで30坪くらいのプレハブの倉庫、30坪までないかな、もう全部解体したところあります、ここ1週間くらい前に。本来であれば50万円くらいでできるやつ、300万円かかったみたいです。その人の思いは、自分は娘1人だと。自分だっていつどうなるかわからないと。娘にそういうものを残していきたくない。私は、その思いを訴えているのです。わかるでしょう。お金のある人は、それでいいかもしれない。自分の息子、

娘に残さないために。ただ、できない人も私はいるのかなと思うのです。お金ばかりではなくて、そういう手法をわからない人も中にはいるのかなと思うのです。そういうことを言っているのです。いつまでもお金のことで貸し主には逸失利益まで払っていますとか、そんなことではないのです。それは、困難区域で捨てておかれているから、そういうことが出てくるのです。同じ納税義務者として、何で困難区域はいつまでも捨てておかなければならぬの。全部一緒に6年で解除できるのに、何でやらなかつたの、では。そこに行ってしまうでしょう。ずるずる、ずるずる同じ答弁繰り返して、一つも答えを持ってこないで、どうなのですか、そういう思いは。現にそういうことが始まっているのです、もう困難区域の中では。ということを理解していますか、皆さん。答弁下さい。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 重ねてお叱りをいただきまして、申しわけありません。ただいま北瀬からお答えしたように、賠償のたてつけ等々を見ますと、基本的にはその後新しい家屋を建てるための解体というようなことにしか考えが及んでおらず、それ以外は対象外とお答えをせざるを得なくて、このような回答をいたしましたけれども、ただいまの帰還困難区域の話はおっしゃるとおり、私どもあるいは制度が予定していない分野に入っているのかもしれないというのは重ねてご指摘をいたぐ中で本当に痛く痛く受けとめさせていただきました。具体的な事例があるとすれば、できれば一度ご紹介いただきまして、どんなケースでどんなことなのか、できることがないのか、私どもも足を運ばせていただきて、またその中でこれは制度として考えるべきかどうかという検討も含めてぜひ勉強させていただきたい、話を聞かせていただきたいと今お話を承って思いました。差し支えなければ、そのケースでもほかのケースでも結構なのですけれども、帰還困難区域でいろんな事情から解体をせざるを得ない、この分の負担は一体どうあるべきなのだという、そういうことについて具体例でちょっと話をさせていただきて、またその中で何か見つけられるものがあれば見つけさせていただければと思います。以上でございます。

午前中、私答弁を座ったままいたしまして、大変失礼申し上げました。おわび申し上げます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 当然制度として私は考えておらなくてはならないし、今までとっくに考えておかなくてはならなかつた問題だなと思っているのです。自分初めここに来るまでそういうことは頭に余りなかつたのですが、やっぱり解除地域、解除地区のいろんな動きを見ると、では自分たちの地域はどうなるのだということになると、いろんなことが不安になってくるわけです。本来捨ておかれた、今で言えば困難区域は捨ておかれたということになるのかなと思うのですが、本当に情けない話です。ぜひ早急にそういう制度をきちっと確立していただきたいと。でないと困ってしまいます。そういうことですので、もう一度お願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 今ここで

何をどうするというお約束は私することはできませんが、先ほど申し述べたとおり、ちょっとご紹介いただきくなり、あるいは私ども自分でも努力いたしますけれども、そういう具体的なケースに当たってすべきこと、あるいはできることがあるかどうかをぜひ考えさせてください。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 答えになっていない。やるべきことがあるかどうかではなくて、困難区域に住んでいた人も納税義務者です。きちんと人としてやるべきことはやってきたし、今の答弁では困難区域は別格だから、別なような考え方を持っているようなことを言いますが、あとちょっともう一点質問し忘れたのありますから、言いますけれども、先ほど官民合同チームと立派な言葉で言っていました。官民合同チームがどれだけ我々のために親身になって考えてくれるか、私は全然理解できません。私は、自分のところの問題として、あの3,000万円上限の4分の3の補助金で事務所もつくらせてもらいました。2階は、従業員の宿泊ということでつくらせてもらいました。それで、2階従業員の宿泊施設であっても流し台つけてはだめだなんて寝ぼけたこと言っているのです。では、従業員の宿泊等と流し台をつけてはだめだというはどういう考え方なのだと。人が生活するのに流し台なくて生活できるの。そういういろいろあったのです。そのときに民間から来ている人たちは本当に親身になって考えてくれました。民間の銀行とか、そういうところから来ている人たちは本当に県ともやりとりして、県にも通ってくれて、本当に親身になって考えてくれました。電力の顔はただの一人も見えなかつたし、県の顔もほとんど見えませんでした。官民合同チームと聞くとすごく立派なチーム、私はそう理解していたのです。そういう思いがいっぱいあるのです。私だけだったら我慢するかもしれないですけれども、そういうことがいっぱい聞こえてくるし、いるのです。そういうことなものですから、私は代表して言っているつもりですので、ぜひお願ひします。全ての問題に対してもう少し心を入れてかかってください。お願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 厳しいお叱りとご指摘をいただきました。官民合同チーム代表として委員のところに私どもの顔が見えなかつたかもわかりませんけれども、先ほど申し上げたように、今現在で115名でございます。出しておりまして、決して建物の中の机上仕事ばかりしているわけではなくて、訪問チーム、コンサルチームにもそれぞれ人が出でています。また、至らぬ点があることについても私今ご指摘もいただいたので、その点もきょうこのお話を承ったということについてきちんと申し伝えたいと思います またもっと気持ちを入れて、心を入れて事に当たれというご指摘についても承りました。申しわけありません。一生懸命やってまいります。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） それだけ言ってくれるのであれば、私は県にも、官民合同チームにも、あと

復興庁、官民合同チームに入っている全ての人たちに何回も言っています。宿泊施設にしてトイレも風呂もつくって、流し台だめだというのは定義を教えてくれと。私定義を教えてくれとそのたび言っているのだけれども、その定義は誰からも回答返ってきていないのです。そういうことをやっているのです、現実的に。しっかりと官民合同チームにそういうことを訴えてくれるのであれば、その定義聞かせてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 官民合同チームにこういうお声があったということを伝えまして、きちんと説明をしてお答えをするようにということを私から申し伝えたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

議長。

○議長（塙野芳美君） 大倉さん、今の話の中でちょっと2点ほど話します。1つは、困難区域の中の借地料の話、それは営業損害もしくは逸失利益で払っているから、知らないよみたいな話ですけれども、例えば、これははっきりわかりませんけれども、困難区域があと5年も10年も解除されるまでかかったとした場合に、その間その分まで払ったというお考えなのかどうか。そういう長いことも、これはわかりません、いつに解除されるか、困難区域が。払ったと何かちょっと開き直っているように聞こえるのですけれども、その取り扱いは、では今後どうするのというのが1つと、それから困難区域で先ほど補償室の所長の話にもあったのですけれども、困難区域の中の解体は新たに戻ってつくるという前提でなければ別途見ませんよと、皆さんが書いていた書類の中で当たり前なことを言っているのですけれども、あの中に今解体して返したいという状況なのに新たにつくる、だから解体してくれ、だから上乗せ分使わせてくれ、そんな現実と離れた答弁ありますか。そういう今の2点は、特に私はちょっと今聞いていておかしいと思うのですけれども、この場で恐らく無理でしょうから、次回までにぜひ。聞くほうも聞き方もちょっと悪いところあるのですけれども、答えるほうは余計な修飾は要りませんから、時間の無駄ですから、長々とやらないで单刀直入にお答えできるようお願いしたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 承りました。次回までにきちんと整理してまいります。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 前回委員から2Fの廃炉について、費用についてだけご質問いただきまして、私は数字をご報告する約束をしていましたので、1分かかりませんが、よろしいでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） では、報告してください。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 福島第二の建物あるいは建屋機械の簿価は約500億円、506億円でございます。そのほかに核燃料がございまして、この核燃料も簿価を持っておりまして、これが499億円、これも約500億円でございます。財務に与えるインパクトという、そういう意味のご質問であれば、まずは会計上はその数字が正式な数字でございます。ただ、2Fについては、富岡町からももちろんですけれども、各方面から廃炉について決議あるいは要請をいただいておりまして、この答えがいまだに出せずにいることはいつも申し述べているとおりでございます。引き続き検討してまいりまして、その中でもしも廃炉解体みたいなことになる場合には、その費用等々もそこから初めて具体的な試算をすることになるという、そういうことでございますので、今のところは先日数字を持っていなかった数字のご報告でとめさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 今大倉代表からお話しをいただきました。その件でもしご質問あれば承りますけれども。

10番。

○10番（高橋 実君） 私が質問したのです。両方合わせて約1,000億円弱というのは、1,000億円でも8,000億円でもいいのだけれども、そういうのも大事だけれども、実際東京電力としていろんな事象を抱えている中で事故は既に約7年前に出しているのだから、いつまで第二の廃炉を企業として保留しておくつもりでいるのか。結論出ないのなら仮に直近の会議とか何かで、役員会議とか、いろいろな面の会議でどちら辺の話までいっているのか出してもらえば。あわせて目標というのを設けているのか。何年度には廃炉宣言して着手する、始まるとか。何にもこういうことも目標を持たないで、今現在ただ前にも後ろにもどっちにも進むことできなくていいのか教えてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 福島第二の廃炉については、前回もお答えしましたように、ただいま会社の中で検討中というステータスでございます。社長や会長が一番最初にご挨拶に上がったとき、また社長も繰り返しお邪魔している中でも各方面で毎回お声をいただきまして、皆さんからのお声は重々会社として承知をいたしております。ただいまほかの電源等々も含めて全部の電源を横に並べて検討ということを具体的にしているところではございますが、検討の目途とか、目標とか、あるいはいつまでにと、そういうことは今申し上げるその段階ではありません。ただ、申し上げたように、皆さんから強いお声をいただいていることを承知していますので、引き続き検討してお答えを得ましたらば早く皆さんにご報告をしたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） なしという発言が出ましたので、これで付議事件2の（2）、その他を終了いたします。

ここで、福島復興本社、大倉代表を初め復興本社の方々にご退出をお願いいたします。

暫時休議します。

休 議 (午後 1時31分)

再 開 (午後 1時32分)

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

次に、付議事件3、その他を議題といたします。

町執行部からその他ござりますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の皆様からその他ござりますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） なければ、付議事件3、その他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午後 1時33分)